

「富山・岐阜交流の日」協定書

富山県と岐阜県とは、これまでの連携・協力の成果を踏まえ、太平洋と日本海を結ぶ東海北陸自動車道の全線開通を契機に、さらなる交流連携を進めることについて合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、日本の中央部に位置する富山県と岐阜県（以下「両県」という。）が相互に連携・協力することにより、東海・北陸地域の融合に向けた交流を通じて、日本のふるさととしての両県の活性化及び魅力向上を図ることを目的とする。

(両県交流の日)

第2条 東海北陸自動車道の全線開通日である7月5日を「富山・岐阜交流の日」と定める。

(連携事項)

第3条 両県は、第1条の目的を達成するため、以下の事項について連携して実施する。

- (1) 「富山・岐阜交流の日」記念事業
- (2) 広域観光の共同推進
- (3) 両県が保有する魅力ある地域資源についての相互活用
- (4) 教育・文化・スポーツ活動における相互交流の促進
- (5) 子育て家庭応援キャンペーン事業の連携強化
- (6) 環境保全に向けた取組の強化
- (7) 両県の産業の活性化その他の地域振興の推進

(その他)

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、両県協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年7月5日

富山県知事

岐阜県知事

石井 隆一
右 日 常